

スルガ銀行役員訴訟判決に関する 声明文

令和7年(2025年)11月3日
スルガ銀行不正融資被害者同盟
代表 村野 春紀

【1. 判決の概要と意義】

10月31日、静岡地方裁判所において、スルガ銀行株式会社が旧経営陣に対して提起した損害賠償請求訴訟の判決が言い渡されました。本判決は、旧経営陣のうち複数名に対し、総額13億3,521万円余の支払い義務を認めたものです。

裁判所は、旧経営陣がシェアハウスローンを含む投資用不動産融資において、内部統制体制の構築・運用義務、監視監督義務を怠ったことを明確に認定しました。これは、スルガ銀行の「企業」としての「構造的な不正体質」を司法が公式に認めた、歴史的な判断です。

【2. 被害者の立場から見た評価】

本判決は、銀行内部の問題を明らかにするにとどまらず、顧客債務者に対する不法行為の存在を事実上認定した点で、極めて重要な意義を持ちます。

2018年の第三者委員会報告書では一部のみしか明らかにしきれなかった、「スルガ銀行の組織ぐるみの書類改ざん」「過剰なノルマ」「不正を黙認・加担する企業風土」などの実態を、本判決はより具体的に裏付けた上で、私たちが7年間にわたり訴えてきた「銀行ぐるみの不正構造」を司法が初めて正式に認定した歴史的判断であり、被害者救済の道を再び開く転換点です。

私たち被害者は、これまで「自己責任」として片づけられてきた現実の中で、人生を、家庭を、健康を犠牲にしながら闘ってきました。

本日の判決は、そうした苦しみが「根拠のある被害」であったことを示すものであり、司法がようやく私たちの声を正当に受け止めた瞬間でもあるのです。

【3. スルガ銀行および関係当局への強い要請】

しかしながら、スルガ銀行現経営陣は、旧経営陣の不正を「過去の問題」として切り離し、被害者との協議を一方向的に打ち切るなど、誠実な対応を拒み続けています。

さらに、金融庁も監督官庁として十分な指導を行わず、「スルガ銀行の組織的不正」による被害を放置したまま今日に至っています。

今回の判決で旧経営陣の責任が明確化された以上、同様の不正融資スキームの下で被害を受けた顧客に対する救済を実施することこそ、スルガ銀行および監督当局の当然の責務です。

私たちは、スルガ銀行および金融庁に対し、次の3点を強く求めます。

- ・役員訴訟の判決内容を直視し、速やかに被害者への補償内容を再考すること
- ・第三者委員会報告書および社内調査結果の全面開示と再検証
- ・金融庁の監督責任のもと、「実効的な被害回復スキーム」を策定すること

【4. 今後の行動と決意】

私たち被害者同盟は、2021年の結成以来、全国の被害者と支援者から寄せられた多数の声を束ね、街頭活動などを通して社会へ訴えてきました。また金融庁や国会議員への陳情を重ね、それが国会における様々な議員からの委員会質疑へとつながり、さらにはスルガ銀行への報告徴求命令や超党派議員から要望書を提出いただくなど、このような積み重ねが、今日の司法判断へとつながったと確信しています。

私たちはさらなる陳情活動を通して金融行政の不備により生まれた社会的課題を一人でも多くの議員に理解いただき、スルガ銀行の不正融資の問題が正しい姿で解決されるよう金融庁からの指導、命令が加速するように働きかけて参ります。

【結び】

この度の司法判断をもって、スルガ銀行問題は「終わり」ではなく「始まり」です。

被害者が再び立ち上がり、社会全体がこの問題の本質を直視するとき、初めて被害者たちの“再生（ReBORN）”の道が開かれます。

私たちは「不正を隠す社会」から「真実を認める社会」への変革を目指します。同時に、行政・立法・司法のすべてが被害者救済に動くよう、連携と監視を続けて参ります。

以上